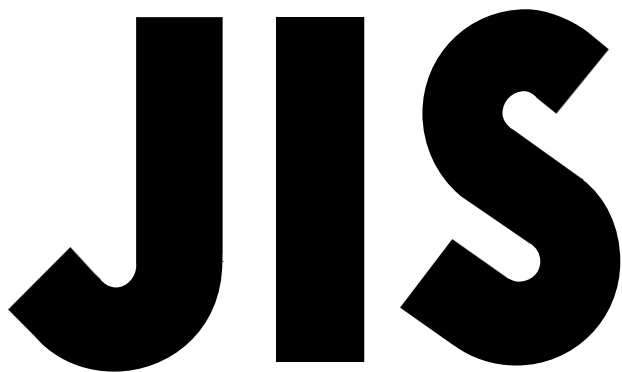




小形冷凍装置の安全基準

JIS B 8620 : 2020

(JRAIA/JSA)

令和 2 年 3 月 23 日 改正

日本産業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本産業標準調査会標準第一部会 構成表

	氏名	所属
(部会長)	酒 井 信 介	横浜国立大学
(委員)	伊 藤 弘	国立研究開発法人建築研究所
	宇 治 公 隆	首都大学東京（公益社団法人土木学会）
	大 石 美奈子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
	大 瀧 雅 寛	お茶の水女子大学
	奥 田 慶一郎	一般社団法人日本建材・住宅設備産業協会
	奥 野 麻衣子	三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社
	鎌 田 実	東京大学
	木 村 一 弘	国立研究開発法人物質・材料研究機構
	木 村 たま代	主婦連合会
	佐 伯 誠 治	一般財団法人日本船舶技術研究協会
	佐 伯 洋	一般社団法人日本鉄道車輛工業会
	椎 名 武 夫	千葉大学
	高 増 潔	東京大学
	千 葉 光 一	関西学院大学
	寺 澤 富 雄	一般社団法人日本鉄鋼連盟
	奈 良 広 一	独立行政法人製品評価技術基盤機構
	西 江 勇 二	一般財団法人研友社
	福 田 泰 和	一般財団法人日本規格協会
	星 川 安 之	公益財団法人共用品推進機構
	槇 徹 雄	東京都市大学
	棟 近 雅 彦	早稲田大学
	村 垣 善 浩	東京女子医科大学
	山 田 陽 滋	名古屋大学
	山 内 正 剛	国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構放射線医学総合研究所
	和 辻 健 二	一般社団法人日本自動車工業会

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：昭和 57.9.1 改正：令和 2.3.23

官 報 掲 載 日：令和 2.3.23

原 案 作 成 者：一般社団法人日本冷凍空調工業会

（〒105-0011 東京都港区芝公園 3-5-8 機械振興会館 TEL 03-3432-1671）

一般財団法人日本規格協会

（〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL 03-4231-8530）

審 議 部 会：日本産業標準調査会 標準第一部会（部会長 酒井 信介）

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 国際標準課（〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1）にご連絡ください。

なお、日本産業規格は、産業標準化法の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本産業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	1
4 冷凍能力	3
5 冷媒設備	4
5.1 設計圧力	4
5.2 材料	4
5.3 冷媒設備の各部の強度	5
5.4 安全性	6
5.5 冷媒設備各部の圧力試験	9
5.6 冷媒設備の構造	10
6 燃焼装置・発熱装置	10
7 表示	10
7.1 本体	10
7.2 圧縮機	11
7.3 圧力容器	11
7.4 高圧遮断装置	11
7.5 安全弁	11
解 説	12

まえがき

この規格は、産業標準化法第 16 条において準用する同法第 12 条第 1 項の規定に基づき、一般社団法人日本冷凍空調工業会（JRAIA）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から、産業標準原案を添えて日本産業規格を改正すべきとの申出があり、日本産業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本産業規格である。これによって、**JIS B 8620:2002** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本産業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

小形冷凍装置の安全基準

Safety code for small refrigerating equipment

1 適用範囲

この規格は、圧縮機を使用する小形冷凍装置の冷媒圧力に対する安全を確保するため、冷媒圧力を受ける部分の安全基準について規定する。小形冷凍装置とは、一つの冷媒循環系統の1日の冷凍能力が0.2トン以上5トン未満の冷凍装置で、二酸化炭素及び温度35℃において飽和蒸気圧力が0.2 MPaを超え、3 MPa以下の不活性のフルオロカーボン（特定不活性ガスを含む。）を冷媒として使用する冷凍装置をいう。ただし、次に示すものを除く。

- a) 蒸気温度−60℃以下で使用する冷凍装置
- b) 自動車用エアコンディショナ

注記 圧力とは、特に明記されない限り、ゲージ圧力を示す。

2 引用規格

次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

JIS B 8240 冷凍用圧力容器の構造

JIS B 8265 圧力容器の構造—一般事項

3 用語及び定義

この規格で用いる主な用語及び定義は、次による。

3.1

冷凍装置

冷媒設備とその他（圧縮機を駆動する原動機、冷媒を制御する制御装置など）とで構成される冷凍のための装置。ヒートポンプ装置を含む。

3.2

冷媒設備

冷凍装置のうち、冷媒が通り、圧力がかかる部分。冷媒の圧力を受ける潤滑油系統を含む。

注記 圧縮機、圧力容器、配管、弁、安全装置などによって構成される。

3.3

圧縮機

冷媒の蒸気を圧縮する機械。圧縮機と一体となった部分（密閉圧縮機のケーシング、熱交換器、潤滑油ポンプなど）を含む。